

建物の所有者・管理者の皆様へ

定期報告制度に関する
詳しい説明はこちら



令和8年4月1日より

建築設備の報告が**毎年**必要となります

令和6年国土交通省告示第974号(令和6年6月28日公布)及び令和7年国土交通省告示第53号(令和7年1月29日公布)により、定期報告に係る調査・検査の合理化やデジタル化の促進を目的として、定期調査・検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等の見直しが行われました。他の自治体と福島市で取扱いの異なる項目がございますので、ご注意ください。

【注意】令和8年4月より、報告書の様式が一部変更となります。提出の際はご注意ください。

新様式は、福島市のホームページからダウンロードすることができます。

【国の告示改正内容①】

『特定建築物』から『建築設備』へ調査項目の一部が移行

【福島市の取扱い】

新たに建築設備定期検査を定期報告の対象とします。

令和8年4月1日より、毎年報告が必要となります。

これまで特定建築物定期調査の調査項目であった以下の項目が、

重複解消のために建築設備定期検査へ移行されます。

●「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用照明装置」の作動の状況

●「換気設備」、「非常用照明装置」の物品放置の状況

改正前

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動 (基準値に合っているか)
物品の放置	



改正後

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

定期報告が必要な建築設備 ※福島市の場合

「特定建築物定期調査」を要する建築物	<ul style="list-style-type: none">・機械換気設備 中央管理方式の空気調和設備 換気上有効な給気機及び排気機を有する換気設備^{※1}・排煙設備 排煙機を有するもの・非常用の照明装置^{※2}
--------------------	--

※1…第一種換気を示します。

※2…特定建築物定期調査では「共同住宅」及び「事務所」の用途に限り
「非常用の照明装置」の点検報告は除外となっておりましたが、
建築設備等定期検査ではどちらの用途でも「非常用の照明装置」の点検報告が必要になります。

【国の告示改正内容②】

『常時閉鎖式防火扉』の検査が『防火設備』へ移行

※但し、規則で定めることで特定建築物の調査項目に指定可能。

【福島市の取扱い】

これまで通り、常時閉鎖式防火扉の検査は
『特定建築物』で行うこととします。

国の改正では、これまで特定建築物定期調査の調査項目であった「各階の主要な常時閉鎖式防火扉」の以下の項目が、重複解消のために建築設備定期検査へ移行されます。

●運動エネルギー等 ●本体と枠の劣化

●損傷の状況、作動の状況 ●物品放置の状況

福島市の場合は「福島市建築基準法施行細則」で定めることで
常時閉鎖式防火扉の報告は「特定建築物定期調査」で行うこととします。

改正前、改正後で取り扱い同じ

特定建築物定期調査 (常時閉鎖式防火扉)	防火設備定期検査 (常時閉鎖式防火扉)
設置	運動エネルギー等
運動エネルギー等	劣化及び損傷
劣化及び損傷	作動
作動	運動機構
物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況